

災害廃棄物

県が代行処理可能に

ほぼ全額を国庫負担

震災対策 で政府「すき間」ない対応課題

東日本大震災に伴う災害廃棄物対策として、政府は27日、県が甚大な被害により行政機能が著しく低下している市町村の要請を受けて、処理事業を代行できる特別措置を講じるとともに、その費用のほぼ全額を国庫負担とする方針を決めた。県による代行は特別立法によらず、地方自治法の事務委任など現行法の運用で迅速に対応する考え。処理事業費の規模は「1兆円超え」（与党関係者）となる見込み。一方、大量の漂流・漂着ごみについて、環境、国土交通、農林水産の3省による既存の財政支援措置があるものの、今回の震災による海岸線の変化などで各省の所管区域が不明瞭となっており、陸上での処理と同様、関係省間で「すき間」のない対応が課題となっている。

災害廃棄物の処理は廃棄物処理法上、市町村の責務とされているが、今回被災した自治体の中には被害で行政機能が著しく低下して処理が困難な団体も多くあり、宮城県などでは市町村の意向を受けて県による処理が検討されている。

こうした状況を踏まえ、政府は、県が行政機能の著しく低下している自治体の要請を受けて、処理事業を代行できる特別措置を講じることとした。そのため、当初は特別立法も検討されていた

が、迅速な対応を図る観点から、地方自治法の手続きなど現行法の運用により対応することとなった。また、財政支援について、阪神・淡路大震災の災害等廃棄物処理事業では、2分の1の国庫補助率に加え、地方負担分も起債充当率100%、元利償還金の95%が特別交付税で措置されたが、今回、政府は「10割補助」を求める岩手県などの要望を踏まえ、処理費用のほぼ全額を国庫負担とする方針とした。

膨大な災害廃棄物の処理費用は「1兆円超え」（与党関係者）となる見込み



一方、漂流・漂着ごみの場合、既存の財政支援措置として、海岸法の「一般公共海岸区域」を対象とした環境省の災害等廃棄物処理事業のほ